

淀川水系流域委員会 第2回環境利用部会検討会（2003.9.18開催）結果概要

03.10.10 庶務作成

開催日時：2003年9月18日（木） 13:00～16:30

場 所：アクスネット A・Bルーム

参加者数：委員14名、他部会委員2名、河川管理者16名

1 決定事項

- ・部会とりまとめや主要課題に関して意見のある委員は意見を提出する（9/26AM〆切）。
- ・10月上旬（～15日）に部会を開催する。

2 審議の概要

委員会等の状況報告

資料1「第6回住民参加部会（2003.8.28開催）、第6回環境・利用部会（2003.8.25開催）、第24回委員会（2003.9.5開催）結果報告」を用いて、委員会等の状況の説明が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見交換

資料3-1「環境・利用部会とりまとめ（案）」について、意見交換が行われた。主な意見、やりとりは「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見交換

資料3-1「環境・利用部会とりまとめ（案）」について、意見交換が行われた。主な意見、やりとりは「3 主な意見」の通り。

<主な意見>

河川環境保全と「ゾーニング」

- ・基礎原案では、河川全体が保全地域だという考え方を基本にして記述している。「ゾーニング」というと、「ここだけは利用を許します」という地域を決めてしまうように感じられる。河川環境の保全や利用に関して、現在の段階で一律に基準を決めることは難しいので、河川全体が保全地域だという考え方をベースに、河川ごとに保全利用委員会をつくって議論や住民の意見聴取を実施しながら、決めていくほかないと考えている。（河川管理者）

利用を想定した「ゾーニング」ではなく、「保全」のレベル（保全、再生、修復、回復等）による「ゾーニング」を考えている。劣化した生態系を過去の豊かな状態に戻すためには、「保全」のレベルに応じて「ゾーニング」する必要があるのではないか。

確かに「保全」のレベルごとの「ゾーニング」は必要だ。しかし、都市計画的な意味で保全地域と利用地域を分ける「ゾーニング」によって区域をわけるとはできないと考えている。（河川管理者）

「ゾーニング」という用語は、利用を前提とした地域指定と誤解されかねないので、

使わないことにしたい。また、「保全」の定義も整理しておくべきだろう。

- ・河川全体が保全地域だとしても、洪水対策のために工事をせざるを得ない場所もある。その時に、実際に工事を行う職員や施工業者にまで、河川全体が保全地域であるという考え方が行き渡るのか、心配だ。また、後任の河川管理者に引き継がれるかどうかも心配だ。

そのためにも、事業の結果をモニタリングして、評価するシステムが必要。誰が、どのようにして評価をするのか、整備計画に明記しておかなければならない。

モニタリングとフィードバックはやっていくが、それだけでは不十分だろう。計画策定後の流域委員会は、計画の実施状況について意見を言う、という役割があるので、この流域委員会としても、どのようにして事業の結果をモニタリングして評価すればいいのか、議論して欲しい。(河川管理者)

- ・人が入らない「特別保全地域」を設けてはどうかという意見があったが、人が立ち入らない地域を定めると、そこが犯罪の温床になってしまう可能性もある。立ち入り禁止地域をつくることによって、河川環境が絶対的に良い方向に行くとは限らない。どの程度をイメージしているのか、認識を共有しておく必要がある。(河川管理者)

「特別保全地域」といっても、人の立ち入りを完全に禁止する場所ではなく、観察会や理科教育が行える、鶺鴒や楠葉辺りをイメージしている。

自由使用の範囲であれば、極度に制限すべきではないという点で、意見は一致していると考えている。(河川管理者)

- ・河川全体が保全地域であるというのが基本的な考え方だとすると、整備計画に記載されている事業全てが、河川環境の保全のために位置付けられるのか。

河川環境の保全を第一に考えた上で、本当にダム等による洪水調節が必要なのかということ議論するというのが、今回の整備計画策定の流れだ。この考え方に則って、整備計画には、洪水対策としてやらざるを得ない事業を記載している。(河川管理者)

河川保全利用委員会について

- ・あくまでも、河川は保全地域であり、やむを得ない例外として、利用を考えていこうというのが、河川保全利用委員会だと思っている。(河川管理者)

例外としての利用の判定基準は、どのようにして決めていくのか。河川ごとに保全利用委員会で決めるのだとすれば、河川によって判定基準に差が出てくるのではないか。木津川の上流と淀川の下流では状況が全く異なるので、判定基準に差が出てくるのは、当然だと考えている。(河川管理者)

河川保全利用委員会で判断していく際には、河川の生態目録をもとに1960年代からどのように環境が変化してきたかも考慮するべきだ。

データを遡って、そこがかつてどのような土地だったのかを踏まえたうえで議論するのは、当然のことだと考えている。(河川管理者)

- ・河川保全利用委員会は、10名程度の委員によって構成され、住民参加は意見を取り集める方法によって実施、設置単位は淀川本川、猪名川、宇治川等となっている。私のイメージでは、もう少し狭い範囲を対象とした委員会だと思っていたのだが、この内容で広範囲に

わたる議論をやっていけるのか。

市町村単位で委員会をつくる必要はないのではないかと。桂川なら桂川一本で委員会をつくり、その構成は、地域の行政関係者と学識経験者をコアメンバーに、河川敷の利用を希望する申請者から必要性等を説明頂く。地元の住民の方々には、議論の過程や結果をすべて公開して、公聴会で意見を出してもらいたいと思っている。(河川管理者)

- ・ 各々の河川保全利用委員会が、判断の基準や議論の内容を共有できるように、連絡会的な仕組みが必要だ。(部会長)

河川環境保全に関する「目標」「指標」の考え方について

- ・ とりまとめ(案)の「目標」とは具体的な数値目標等ではなく、今後進んでいくべき「方向性」であり、達成すべき「努力目標」だと考えている。

河川管理者も同じ考えだ。現段階で、今後30年間の全体計画を描くのは無理だと思っている。個々に記載した事業をつなぐ全体的な考えや評価の仕方が必要、という意見は理解した。(河川管理者)

ピンポイントで事業やモニタリングを行っても、劣化した生態系は回復できない。並行してエリア全体で考えてやっていくべき。

- ・ 現在、河川環境は瀕死の状態であり少しでも良いことを早く実施するしかない。河川や生態のことはほとんどわかっていない状態でもあるため、今、5年後や10年後の「目標」「指標」を決めるのは無理であり、無責任でさえあると思っている。現在考えている事業を実施し、その結果として自然がどのようにリアクションをするのかを見てから、「指標」や今後の見通しを考えるほかないと思っている。(河川管理者)

公害防止計画等は10カ年計画が立てられ、目標が達成されているかどうかを、モニタリングし、フィードバックして改定を続けている。

公害や道路の計画は人為的なコントロールが可能だが、生物を相手にしている河川は人間がコントロールできるものではない。見通しの立たないうちに、「目標」や「指標」を立てるとするのは、河川の計画には合わないと思っている。(河川管理者)

現在が助走期間であることは理解できるが、それを強調しすぎるのは不安だ。全体がわからないまま進んでいく危惧もあるため、全体が見渡せるように、事業の結果を評価・フィードバックして「指標」を立てて修正しながら進めていくという試行錯誤のプロセスを整備計画に書いておく必要がある。

- ・ 現時点で生態のことにわかっていないことが多いとしても、分かっていることもある。それをもとに、不完全であっても「目標」や「指標」を立て、「目標」や「指標」自体もモニタリングの対象として、随時変更していけばよい。

「わからないから目標が決まらない」では、従来の考え方である。環境については、常に安全側に立って「目標」や「指標」を決める姿勢があつてよいのではないかと。

「わからないからこれから考えていく」だけでは駄目だ。わかっていることを集めて検討する場づくりが必要だ。基礎原案には、モニタリングの結果を一元化して公表すると記述してあるだけで、これでは単に情報が公開されるだけで終わってしまう。情

報が公表され、共有されていくための仕組みが大切。

- ・とりまとめ(案)のなかの「手段とプロセス」の記述は、本日の議論をもとに修正したい。

その他、個別の意見

- ・基礎原案に新たに追加された「環境教育」の意味や内容について、確認しておいた方がよい。専門的な立場から言えば、「環境教育」とは、環境問題を解決するための教育、或いは環境問題を解決する担い手の育成を意味しており、自然のことを学習するという意味ではない。注意しておく必要がある。
- ・基礎原案の5.8.1「淀川河川公園」では、川本来の特性を活かした利用を推進していくための仕組みを盛り込んで欲しい。公園制度をうまく活用することで、川でしかできない利用を推進していくための整備を進めるということも必要だ。
- ・河川敷占有許可準則は、改正河川法によって環境が目的化されたことが配慮されていないため、内容的に不十分な面がある。住民の意見を聴いた上で、改訂する必要があるのではないか。
- ・基礎原案には河川敷へのマウンテンバイクやRV車の乗り入れ規制に関する記述がない。追加して欲しい。
- ・滋賀県のレジャー適正化条例は、うまく機能していない。水上バイクやプレジャーボート等、水面利用の多様化が進んでいるので、国が率先して法的整備を整えていくべきだ。
- ・部会のとりまとめ(案)には、画期的な取り組みとして評価できる水質汚濁物質の総負荷量管理という記述が抜けているが、これは、基礎原案に取り入れられているから、指摘しなかったということなのか。

基礎原案にうまく取り入れられているので、記述しなかったが、必要であれば部会のとりまとめにも追加したい。

- ・農業用水の再利用についても記述すべきだ。農業用水を再利用して水需要を抑制していかない限り、琵琶湖の環境は悪化していく一方だ。河川管理者の権限外だとしても、そこまで立ち入っていかなければ、琵琶湖はもたない。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。